

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

○漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

(水産業基盤整備課)

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告 示

○平成十三年宮城県告示第九百五十八号(漁港管理条例第十条の二

第一項に基づく施設の指定)の一部改正

(水産業基盤整備課)

二

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十四号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条産業立地推進課の分掌事務の項第三号中「農村地域工業等導入」を「農村地域産業導入」に改める。

別表第二宮城県農村地域工業等導入促進審議会の項中「宮城県農村地域工業等導入促進審議会」を「宮城県農村地域産業導入促進審議会」に、「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第十八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「及び実施計画」を削り、「の工業等」を「の産業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

漁港管理条例施行規則(平成元年宮城県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項を削る。

第十条中「別表第六」を「別表第五」に改める。

様式第一号の二(裏)中「審査」を「審査」に改める。

様式第八号の四を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の漁港管理条例施行規則様式第一号の二による職員の身分を示す証明書は、改正後の漁港管理条例施行規則様式第一号の二によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一産業立地推進課長の専決事項の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

別表第一土木部長の住宅課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二

号)の施行に関する次のこと。

- イ 都道府県貸付住宅供給促進計画の作成(第五条)
- ロ 指定登録機関の指定(第二十五条)
- ハ 指定登録機関に対する監督上必要な命令(第三十二条)
- ニ 指定登録機関の登録事務の休廃止の許可及びその公示(第三十四条)
- ホ 指定登録機関の指定の取消し及び登録事務の停止の命令並びにこれらの公示(第三十五条)
- ヘ 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(第四十条)
- ト 住宅確保要配慮者居住支援法人に対する監督上必要な命令(第四十八条)
- チ 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の取消し及びその公示(第五十条)
- 十一 別表第一住宅課長の専決事項の項に次の一号を加える。
 - イ 特定優良賃貸住宅の入居者の特例の承認(第七条)
 - ロ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録(第八条)
 - ハ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の拒否及び通知(第十一条)
 - ニ 登録事項等の変更の登録(第十二条)
 - ホ 登録の抹消(第十五条)
 - ヘ 登録事業者に対する報告の徴収(第二十二条)
 - ト 登録事項の訂正等の指示(第二十三条)
 - チ 登録事業の登録の取消し及び通知(第二十四条)
 - リ 指定登録機関の指定及びその変更の公示(第二十八条)
 - ヌ 登録事務規程の認可及びその変更の認可並びにその変更の命令(第三十条)
 - ル 指定登録機関に対する報告の徴収、立入検査及び質問(第三十三条)
 - ヲ 知事による登録事務の実施及びその公示(第三十六条)
 - ワ 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定及びその変更の公示(第四十一条)
 - カ 債務保証業務の委託の認可(第四十三条)
 - コ 債務保証業務規程の認可及びその変更の認可並びにその変更の命令(第四十四条)
 - ク 事業計画及び収支予算の認可及びその変更の認可(第四十五条)
 - レ 住宅確保要配慮者居住支援法人に対する報告の徴収、立入検査及び質問(第四十九条)

附 則

この訓令は、平成二十九年十月二十五日から施行する。ただし、別表第一産業立地推進課長の専決事項の項の改正規定は、平成二十九年十月六日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九百十二号

平成十三年宮城県告示第九百五十八号(漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表開上漁港の項中「ヨット専用保管施設」を「ヨット等の保管施設」に、

設	船舶保管施	レジャー用小型船 保管施設	名取市開上字東須賀地先のうち別図に示すと おり
設	船舶保管施	倉庫	名取市開上字東須賀地先のうち別図に示すと おり
設	船舶保管施	クレーン	名取市開上字東須賀地先のうち別図に示すと おり

設	船舶保管施	倉庫	名取市開上字東須賀地先のうち別図に示すと おり
---	-------	----	----------------------------

に改める。

を